

一般社団法人富山県経営者協会

会長 金岡 克己 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

富山県内における労働時間の現状は、労働者1人平均の年間総実労働時間が1,858時間と前年比24時間減少しているものの、全国平均に比べて長い状況が続いており、年次有給休暇の取得率も依然として5割を下回っています。

このため、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など働き方の見直しが求められており、本県においては、貴団体をはじめとした経済団体、労働団体、行政機関等と連携し、働き方改革推進運動や「イクボス企業同盟とやま」の取組など、「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。

また、過労死等防止対策推進法において11月は「過労死等防止啓発月間」とされており、厚生労働省では、同月間中に「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催のほか、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働削減等の取組を推進することとしております。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行の転換を図り、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する等、各々の企業において実情に応じた取組を行うことが望まれます。

貴団体におかれましては、これまでも、傘下企業等への周知啓発に御協力を賜ってきたところですが、改めてこの趣旨を御理解いただき、「働き方改革」に向けた取組の周知啓発に引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者の働き方改革等による、下請等中小事業者へ適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更等の「しわ寄せ」防止につきましても、併せて周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和元年11月6日

富山県知事 石井 隆



富山労働局長 佐藤 靖夫

